

## 地方消費者行政及び消費者団体調査に係る現地調査の実施について

令和5年6月1日

消費者委員会事務局

### 1 目的

消費者行政の現場は地方であり消費者行政の充実強化を考える上で地方の実態を把握することは重要である。これまでコロナ禍により地方への現地調査を実施することができなかつたところであるが、5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行したことを受け、今般、地方を訪問し現場を体感するとともに、消費生活相談員や地方消費者行政担当者と意見交換を行うことにより、今後の調査審議に資することとする。

加えて、地元で活動する消費者団体からヒアリング等を行うことにより、現在調査審議を行っている消費者団体調査の取りまとめ・論点整理の参考とする。

### 2 日時

令和5年6月26日(月) 13:00~16:30(予定)

### 3 場所

名古屋市消費生活センター

### 4 概要

#### (1) 名古屋市消費生活センター視察、意見交換

- 消費生活相談受付の事務室、商品テスト室、くらしの情報プラザ等の視察
- 消費生活相談員や地方消費者行政担当者との意見交換
  - ・ 消費生活相談をめぐる現状と問題点
  - ・ 消費生活相談体制等の課題
  - ・ 消費者委員会への要望 等

#### (2) 消費者団体からヒアリング、意見交換

- 地元で活動している消費者団体の活動状況の聴取
- 地元で活動している消費者団体との意見交換
  - ・ 消費者団体の役割
  - ・ 消費者団体の政策提言機能の維持・強化 等

### 5 参加委員等(予定)

後藤委員長、青木委員、生駒委員、木村委員、黒木委員、清水委員、星野委員  
及び事務局

以上